「桐生若人の広場」使用要項

- 使用期間 毎年1月4日~12月28日
- 2. 使用時間 終日(宿泊可)
- 3. 使用資格 原則として市内在住・在勤・在学の社会教育団体で、キャンプ場開設の趣旨 (野外活動及び集団活動を通じて青少年の健全な育成を図る)にそったプログラムで利用し、適切な指導者の引率する10人以上の団体。
- 4. 利用者数 150名程度 **3団体**
- 5. 使用できる施設 キャンプサイト・炊事棟・トイレ
- 6. 申請手続 使用許可申請書に必要事項を記入の上、使用10日前までに提出すること。 事前に必ず空き状況を市民スポーツ課までお問い合わせのうえ申請してくだ さい。

〒520-8575

大津市御陵町3番1号 大津市市民部 市民スポーツ課

TEL: 077 (528) 2637 FAX: 077 (523) 7855

- 7. 禁止事項 ※ テント内での蚊取り線香、ロウソク、煙草等の火気使用
 - ※ 酒類の持ち込み、飲酒
 - ※ とばく行為
 - ※ 決められた場所以外での火の使用
 - ※ 施設、設備、立木等をき損する行為
 - ※ その他、公の秩序または善良な風俗を乱す恐れのある行為

- 8. 注意事項 ☆ 専用の駐車場はありません。
 - ☆ キャンプ用品の貸し出し・販売などは行っていません。 必要なものはご自身でご用意ください。

☆ ゴミの処理

- ◇ 原則、ゴミは全て持ち帰る(特に、ビン、缶、ビニール、ペットボトル)。
- ◇ 炊事中に出たゴミは、その都度ゴミ袋に入れて、水道管が詰まらないようにする。
- ◇ ご飯やおかずについても、作りすぎて食べ残しが出ることの無いようにする。

☆ キャンプサイト

- ◇ キャンプサイトは、使用後、必ず自然の状態に戻すこと。
- ◇ 複数の団体で使用する場合は、使用団体同士で使用範囲を協議して決めること。
- ◇ キャンプサイトでは、周辺の迷惑になるような大声で騒ぐことや、マイク・スピーカー他音響設備の使用を慎むこと。

☆ 水の使用

- ◇ 水道は節約する。汚れた水は、穴を掘ってその中に捨てる。
- ◇ 川の水を飲料水、炊事に使用しないこと。

ハイキング、登山にでかけるときは、コースの状況や自然状況等を十分把握し、実施前には、ハチ、マムシ等の危険動物や落石等の危険を予測し、危機管理に万全を期すように引率者や指導者が気をつけてください。

※ 規則に反した行為をしたり、他の使用団体や周辺住民に迷惑を与えた場合は、使用許可の取消、並び に今後の使用を禁止することがあります。

キャンプ場退場時には、必ず清掃を行い、

『来たときよりも美しく』を心掛けましょう